

# 「中小企業経営承継 円滑化法」の概要



# I

## 中小企業経営承継円滑化法とは

### 《中小企業経営承継円滑化法制定の趣旨》

ここ20年間で中小企業の経営者の平均年齢は58歳となり6歳近く上昇しています。このように高齢化の進む中であっても、

- ① 経営者にとって遠い将来の話である。
- ② 経営者が影響力を維持したい。
- ③ 「死亡という不幸」を連想させる問題である。

ことを理由にしてその対策を先送りにしがちです。

しかしながら、中小企業の事業承継の円滑化は、

- ① **地域社会の活力維持**
- ② **雇用確保の観点**

から極めて重要であるため、国が支援するかたちで中小企業経営承継円滑化法が制定されています。

# I

## 中小企業経営承継円滑化法とは

### 《中小企業経営承継円滑化法の概要》

- ① 遺留分に関する民法の特例
- ② 事業承継時の金融支援措置
- ③ 事業承継税制の基本的枠組み

「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」（以下「法」といいます。）

施行日 平成20年10月1日

（但し遺留分に関する民法の特例に係る規定は平成21年3月1日施行）

## I

## 中小企業経営承継円滑化法とは

## 《法の対象となる中小企業者の範囲》

## 中小企業基本法上の中小企業者の定義

	資本金	従業員数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業		100人以下

## 政令により範囲を拡大した業種

(灰色部分を拡大)

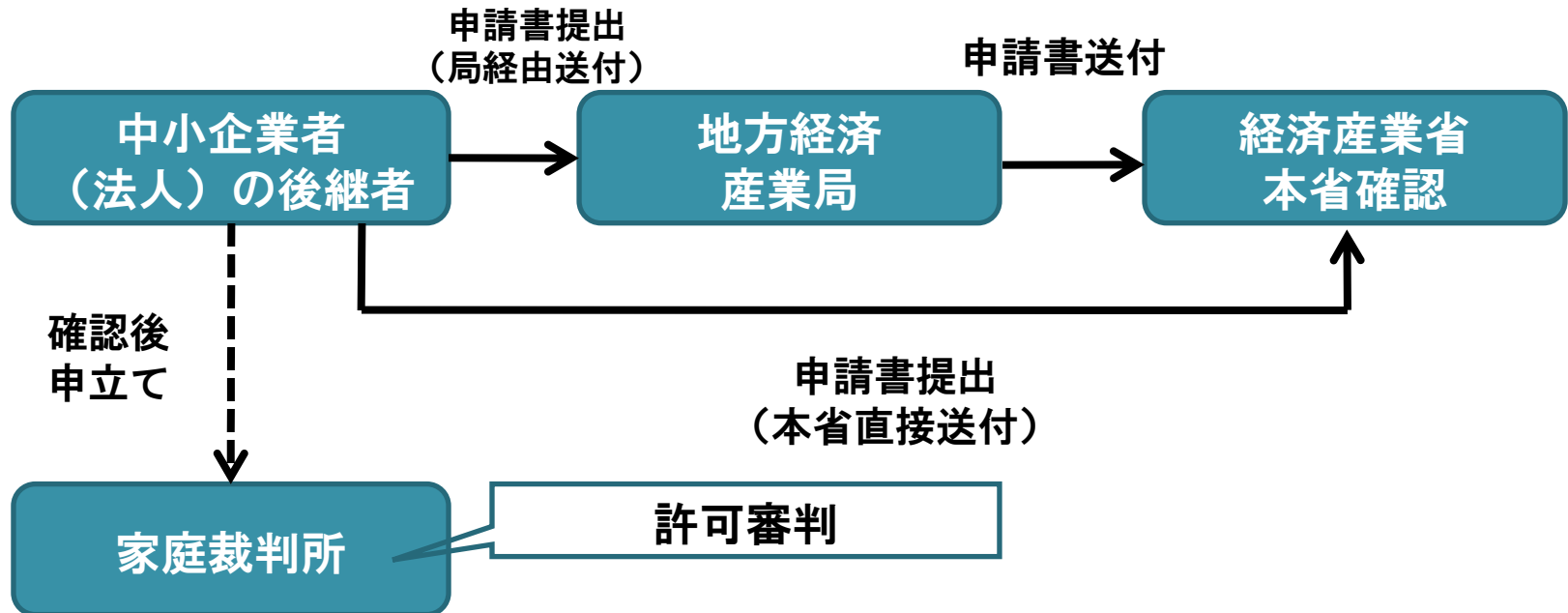
	資本金	従業員数
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア・ 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

# I

## 中小企業経営承継円滑化法とは

### 《申請方法の模式図》

1. 民法特例 確認業務・・・経済産業省本省  
申請業務・・・①地方局経由 ②本省直接

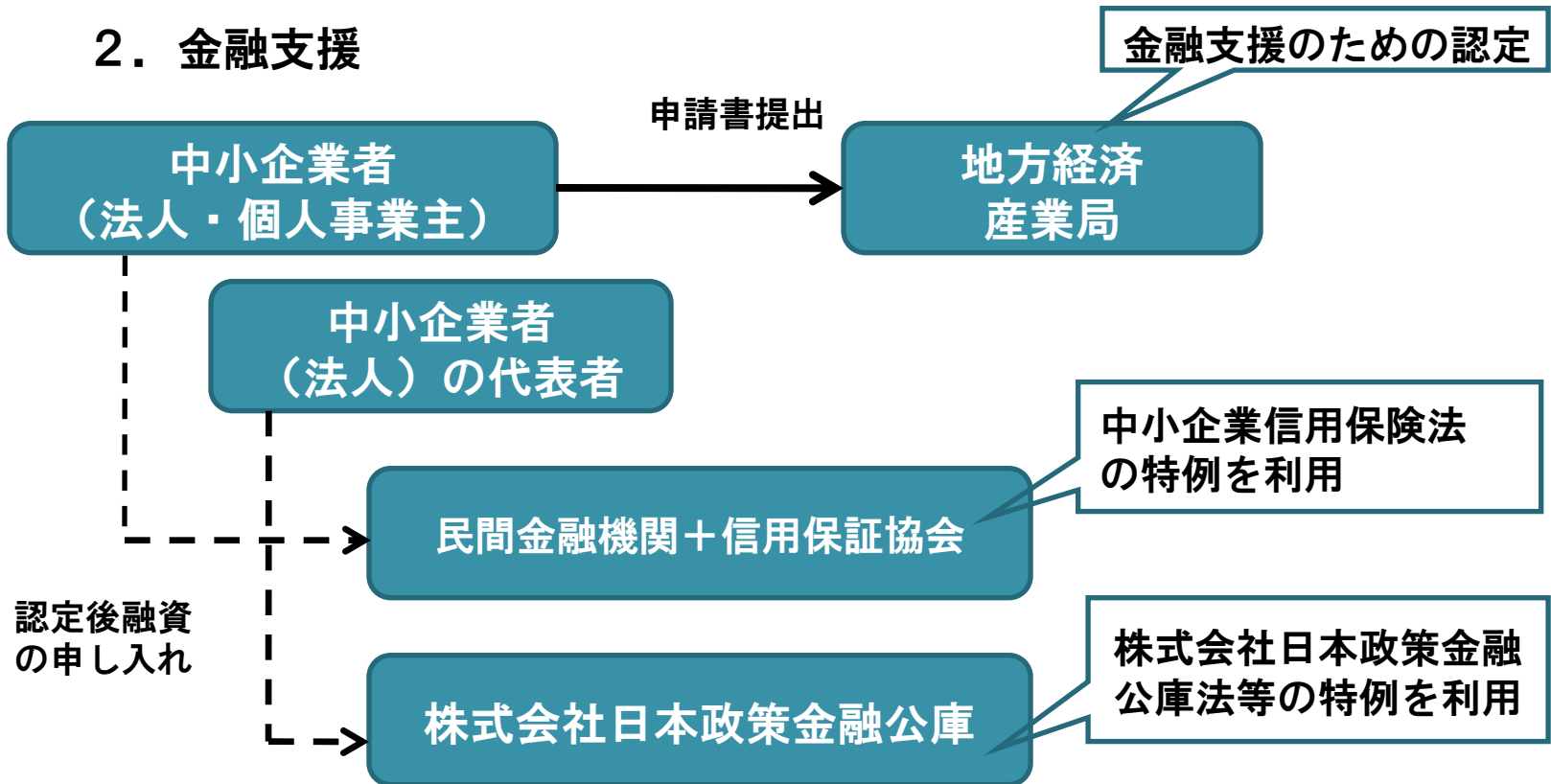


# I

## 中小企業経営承継円滑化法とは

### 《申請方法の模式図》

#### 2. 金融支援



(※) 融資については、金融機関においても独自に審査を行うため、認定を受けても融資は必ず受けられるわけではありません。

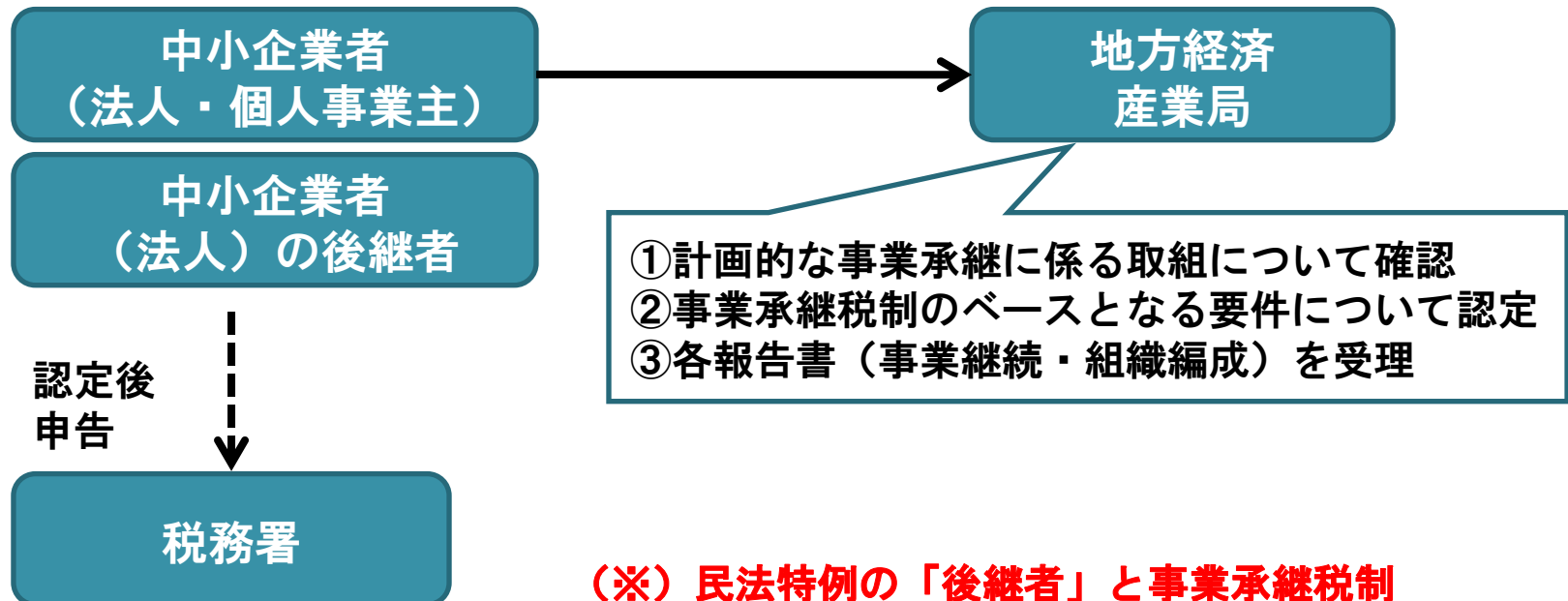
# I

## 中小企業経営承継円滑化法とは

### 《申請方法の模式図》

#### 3. 事業承継税制のベースとなる要件の認定（2. 金融支援の一部）

- ①確認の申請書提出
- ②認定の申請書提出
- ③報告書提出



(※) 民法特例の「後継者」と事業承継税制の「後継者」とは要件が全く異なります。

## Ⅱ

# 遺留分に関する民法の特例制度

## 《遺留分制度の概要》

### 1. 遺留分の意義

#### 「遺留分」

相続人の生活の安定や最低限度の相続人間の公平を確保するために、法定相続人のうち兄弟姉妹以外の相続人に認められた最低限の保障です。（民法第1028条）

#### 「遺留分減殺請求権」

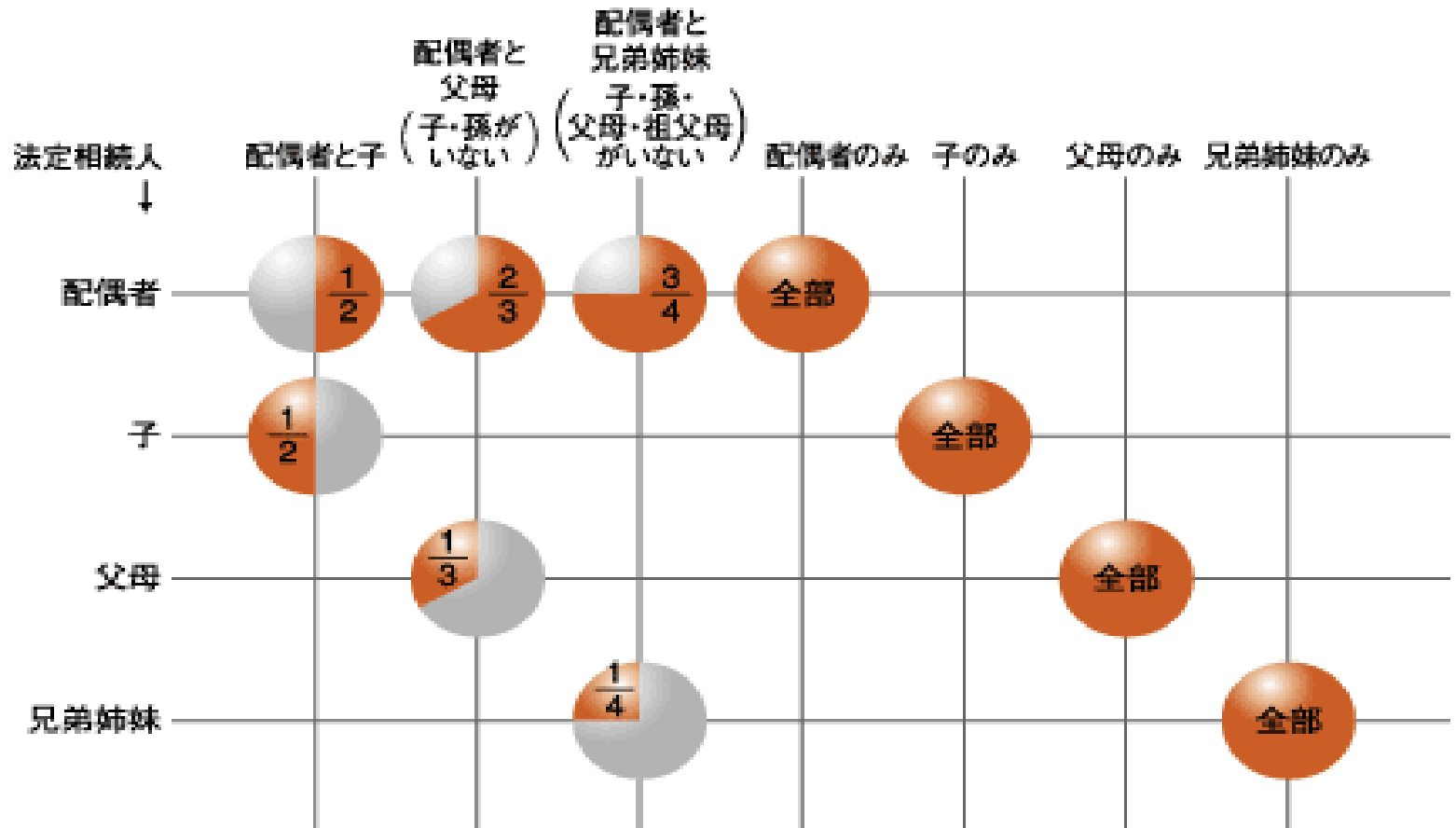
遺留分を侵害された相続人は、遺留分を侵害している受遺者や受贈者、あるいは他の相続人に対してその侵害額を請求することができます。（民法第1031条）

## Ⅱ

# 遺留分に関する民法の特例制度

## 《遺留分制度の概要》

### 2. 法定相続分一覧



## Ⅱ

# 遺留分に関する民法の特例制度

## 《遺留分制度の概要》

### 3. 遺留分割合

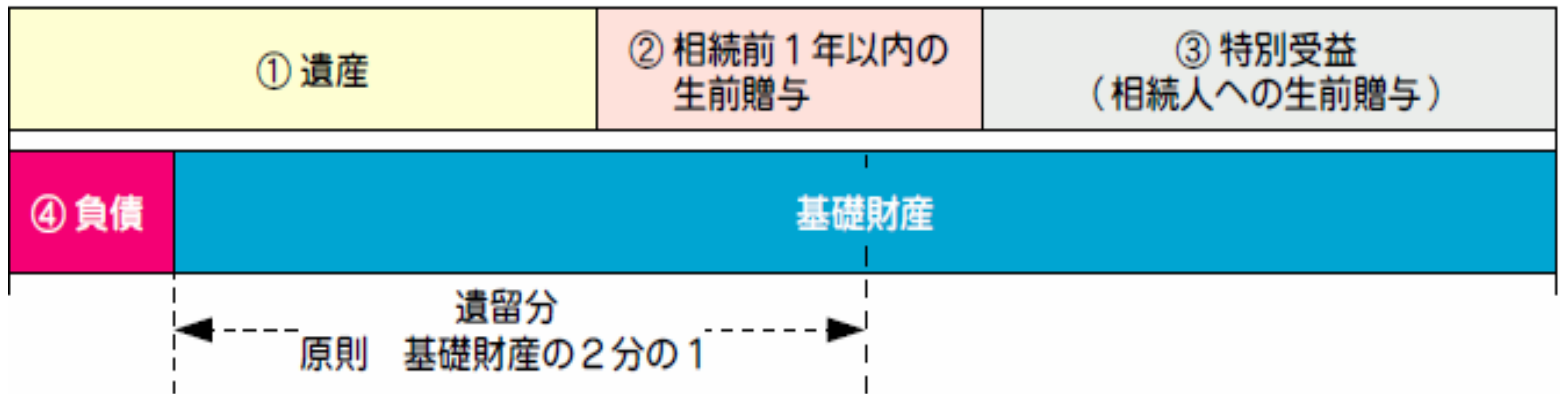
相続人	配偶者のみ	配偶者と子供2人	配偶者と父母
遺留分の割合	<p>配偶者 <math>\frac{1}{2}</math></p>	<p><math>(\frac{1}{2} \times \frac{1}{2})</math> 配偶者 <math>\frac{1}{4}</math></p> <p><math>(\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2})</math> 子A <math>\frac{1}{8}</math> 子B <math>\frac{1}{8}</math></p>	<p><math>(\frac{1}{2} \times \frac{2}{3})</math> 配偶者 <math>\frac{1}{3}</math></p> <p><math>(\frac{1}{2} \times \frac{1}{3} \times \frac{1}{2})</math> 母 <math>\frac{1}{12}</math> 父 <math>\frac{1}{12}</math></p>
相続人	配偶者と兄弟姉妹	子供のみ	父母のみ
遺留分の割合	<p>(兄弟姉妹には遺留分なし)</p> <p>配偶者 <math>\frac{1}{2}</math></p>	<p>2人の場合は <math>\frac{1}{4} (\frac{1}{2} \times \frac{1}{2})</math></p> <p>子供 <math>\frac{1}{2}</math></p>	<p><math>(\frac{1}{3} \times \frac{1}{2})</math> 父 <math>\frac{1}{6}</math> 母 <math>\frac{1}{6}</math></p>

## Ⅱ

# 遺留分に関する民法の特例制度

## 《遺留分制度の概要》

### 4. 遺留分の額の算出方法



(※) 特別受益とは、**被相続人から相続人に対する遺贈又は婚姻若しくは養子縁組のため若しくは生計の資本としての贈与をいいます。**(生前贈与された自社株式等も含まれます。)

## Ⅱ

# 遺留分に関する民法の特例制度

## 《遺留分制度の概要》

### 5. 事例

相続人：配偶者、子2人

被相続人の相続開始時の財産：不動産2000万円、預金1000万円

後継者である子に対する贈与：自社株式1億2000万円

負債：3000万円

#### 【遺留分算定基礎財産の価額】

不動産2000万円＋預金1000万円＋自社株式1億2000万円－負債3000万円＝1億2000万円

#### 【相続人全体にとっての遺留分の額】

1億2000万円×1/2＝6000万円

#### 【個々の相続人の遺留分の額】

配偶者＝6000万円×1/2＝3000万円

子2人＝各6000万円×1/4＝各1500万円

## Ⅱ

# 遺留分に関する民法の特例制度

## 《遺留分制度の概要》

### 【相続】

配偶者	不動産2000万円
後継者以外の子	預 金1000万円

### 【遺留分減殺請求権】

配偶者の遺留分	$3000\text{万円} - \text{不動産}2000\text{万円} = 1000\text{万円}$
後継者以外の子の遺留分	$1500\text{万円} - \text{預 金}1000\text{万円} = 500\text{万円}$
合 計	1500万円



後継者に請求

自社株が相続人間で分散の可能性

## Ⅱ

# 遺留分に関する民法の特例制度

## 《遺留分に関する民法の特例の概要》

### 1. 2つの特例

後継者が旧代表者からの贈与等により取得した自社株式又は持分(以下、自社株式等)について、旧代表者の推定相続人全員の合意を前提として、次の2つの特例制度を創設

#### ① 「除外合意」

自社株式等価額を遺留分算定基礎財産に算入しないこと

#### ② 「固定合意」

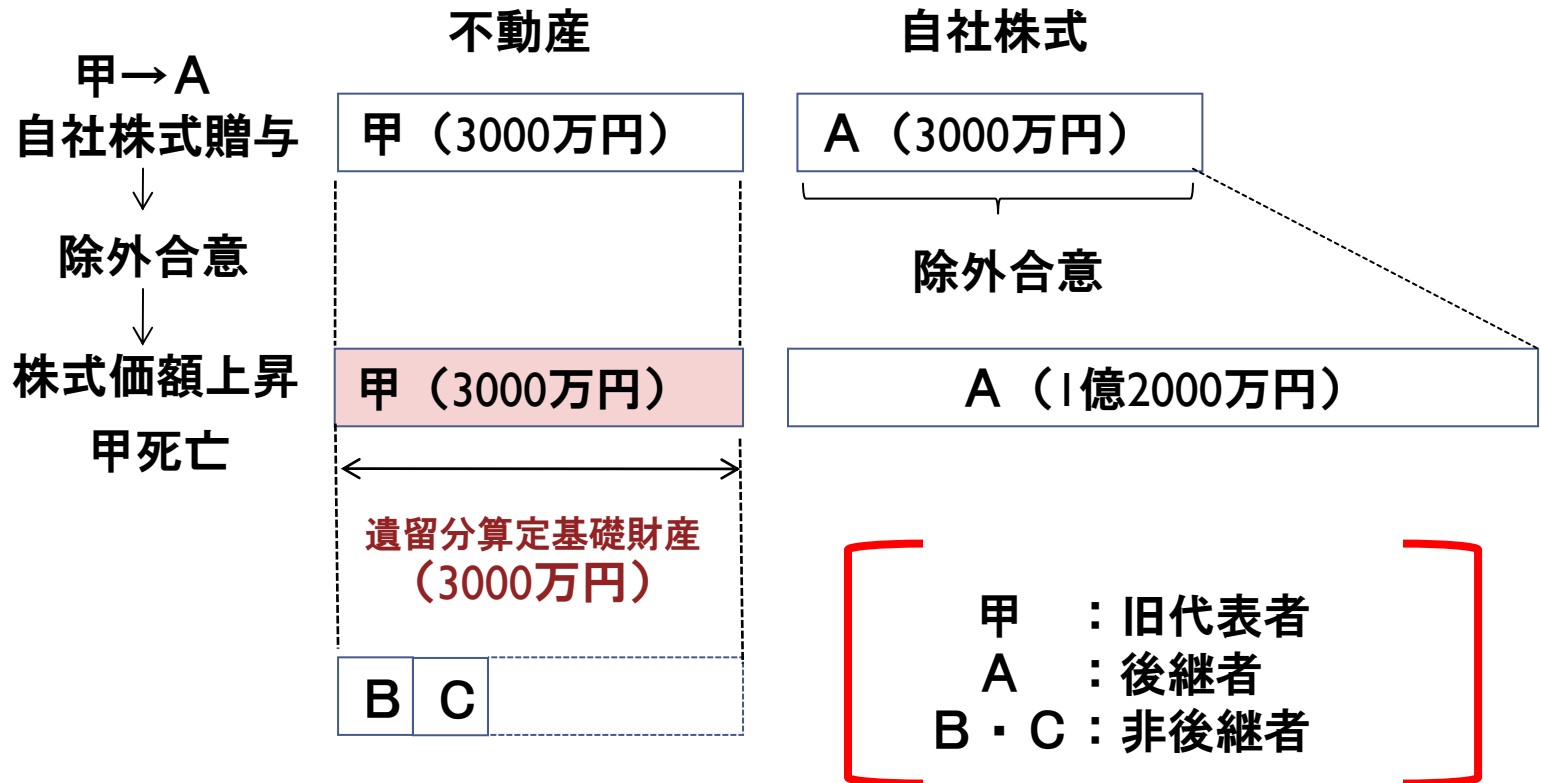
遺留分算定基礎財産に算入すべき自社株式等価額を予め固定すること

## Ⅱ

# 遺留分に関する民法の特例制度

## 《遺留分に関する民法の特例の概要》

### ① 「除外合意」

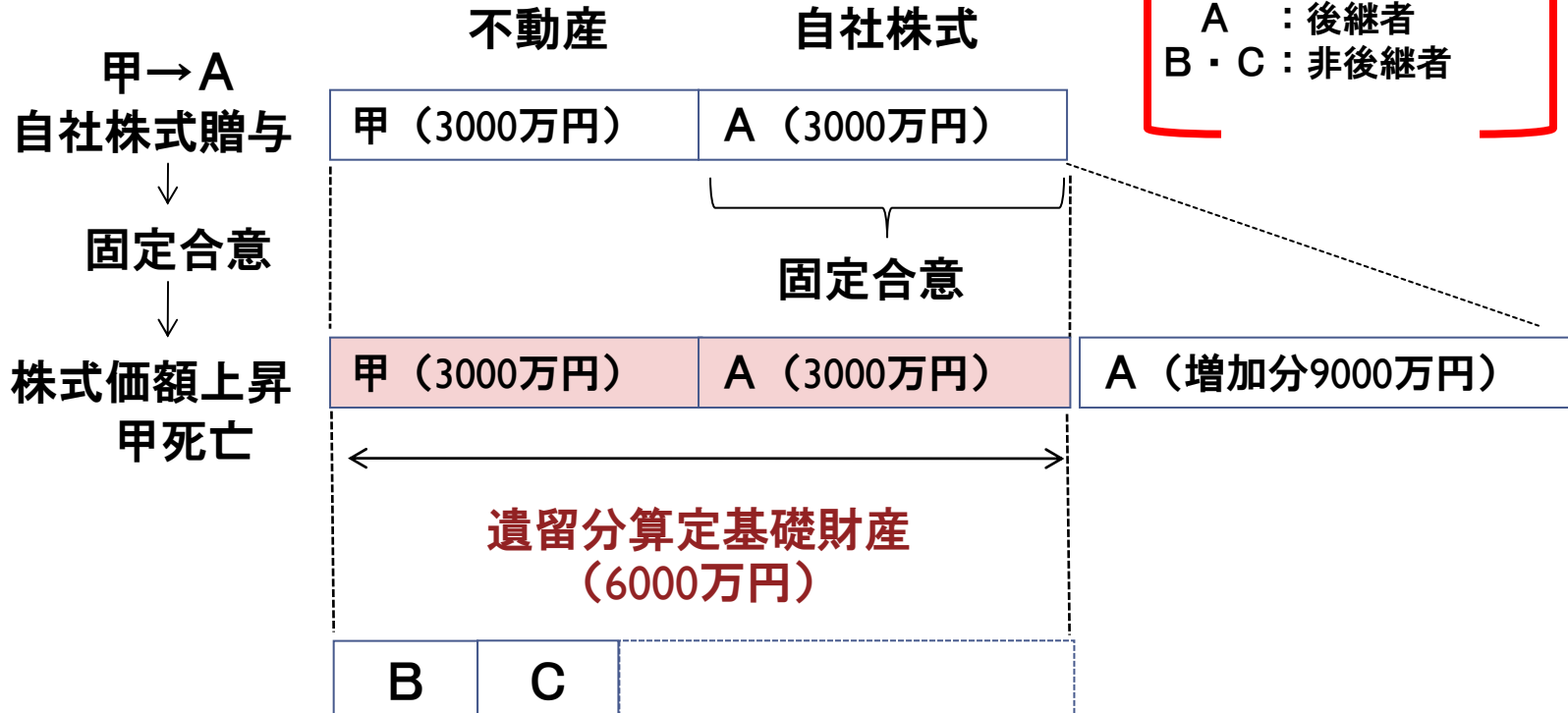


## Ⅱ

# 遺留分に関する民法の特例制度

## 《遺留分に関する民法の特例の概要》

### ② 「固定合意」



## Ⅱ

# 遺留分に関する民法の特例制度

## 《定義》

### 1. 特例中小企業者

- ①法の対象となる中小企業者の範囲の中小企業者であること
- ②3年以上継続して事業を行っていること
- ③株式を上場し、又は店頭登録している株式会社は除く

### 2. 旧代表者

- ①特例中小企業者の代表者であった者が
- ②推定相続人（相続が開始した場合に相続人となるべき者のうち被相続人の兄弟姉妹及びこれらの者の子以外のものに限る）に
- ③株式等を
- ④推定相続人のうち少なくとも一人に対して株式等の贈与をしたもの

### 3. 後継者

- ①旧代表者の推定相続人
- ②当該旧代表者から当該特例中小企業者の株式等の贈与を受けた者
- ③当該贈与を受けた者から当該株式等を相続、遺贈若しくは贈与により取得した者(②又は③)
- ④総株主又は総社員の議決権の過半数を有していること
- ⑤特例中小企業者の代表者である者(遺留分の算定に合意する時点)

## Ⅱ

# 遺留分に関する民法の特例制度

## 《遺留分に関する民法の特例に係る合意の内容》

①除外合意  
後継者が贈与を受けた株式等を遺留分算定基礎財産から除外

and  
/or

②固定合意  
後継者が贈与を受けた株式等の評価額を合意時に固定

+

(option)

③付随合意  
以下の財産を遺留分算定基礎財産から除外

- ・ 後継者が贈与を受けた株式等以外の財産
- ・ 非後継者が贈与を受けた財産

## Ⅱ

# 遺留分に関する民法の特例制度

## 《遺留分に関する民法の特例に係る合意の内容》

### 法第4条第1項ただし書の解釈

ただし、当該後継者が所有する当該特例中小企業者の株式等のうち当該定めに係るものを除いたものに係る議決権の数が総株主又は総社員の議決権の100分の50を超える数となる場合は、この限りでない。

法第4条第1項ただし書は、除外合意や固定合意の対象とする株式等を後継者が所有していないと仮定してもなお、後継者が議決権の過半数を確保することができる場合には、当該合意をすることができない旨を規定しています。具体的には、次頁のとおりです。

## Ⅱ

# 遺留分に関する民法の特例制度

## 《遺留分に関する民法の特例に係る合意の内容》

### 法第4条第1項ただし書の解釈

#### 【合意ができる場合】

後継者の所有株式数（1000株、100%）

有償で取得した株式 （400株）	旧代表者からの贈与により取得した株式 （600株）
---------------------	------------------------------

除外合意or固定合意の対象

① 後継者が所有する特例中小企業者の株式等に係る議決権の数	1000個
② 当該定めに係る株式等に係る議決権の数	600個
③ ①－②	400個
④ 総株主又は総社員の議決権の100分の50	500個

## Ⅱ

# 遺留分に関する民法の特例制度

## 《遺留分に関する民法の特例に係る合意の内容》

### 法第4条第1項ただし書の解釈

#### 【合意ができない場合】

後継者の所有株式数（1000株、100%）

有償で取得した株式 （600株）	旧代表者からの贈与により 取得した株式（400株）
---------------------	------------------------------

除外合意or固定合意の対象

① 後継者が所有する特例中小企業者の株式等に係る議決権の数	1000個
② 当該定めに係る株式等に係る議決権の数	400個
③ ①－②	600個
④ 総株主又は総社員の議決権の100分の50	500個

### Ⅲ

## 金融支援措置について

### 《金融支援のポイント》

先代経営者の死亡や退任により事業承継する際には以下のような多額の資金ニーズが発生する場合があります。そこで中小企業経営承継円滑化法では、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者等に対して、金融支援措置を講ずることとしています。

- ① 相続等により分散した株式等・事業用資産等の買取資金
- ② 株式等・事業用資産に対する相続税や贈与税の納税資金
- ③ 経営者の交代により信用状態が低下し、取引先から支払サイトの短縮を求められたり、金融機関から借入をする際に借入条件を厳しくされる等の場合の運転資金
- ④ 親族外承継をする役員・従業員等が先代経営者からの株式等買取資金 等

# Ⅲ

## 金融支援措置について

### 《金融支援のポイント》

#### 1. 中小企業信用保険法の特例（法第13条）

認定を受けた中小企業者の事業に必要な資金について、中小企業信用保険法に規定されている普通保険（限度額2億円）、無担保保険（同8,000万円）、特別小口保険（同1,250万円）を別枠化します。

本特例により、信用保証協会の債務保証も実質的に別枠化されることとなるため、中小企業者が当該債務保証を受けることで金融機関からの資金調達が行いやすくなります。なお、本特例の適用を受けるのは、**中小企業者である会社又は個人事業主**が資金を借り入れるときであり、具体的に対象とする資金としては以下のものを想定しています。

株式等や事業用資産等の買取資金

信用状態が低下している中小企業者の運転資金 等

#### 2. (株)日本政策金融公庫法等の特例（法第14条）

**中小企業者である会社の後継者(代表者)個人対象 特利A採用**

# Ⅲ

## 金融支援措置について

### 《経済産業大臣の認定（会社編）》

認定の要件(上場会社等以外の会社である中小企業者＋下記の事由)

- ① 当該中小企業者又は後継者が、他の者が有する自社株式や事業用資産等を取得する必要があること。
- ② 後継者が相続・遺贈・贈与等により取得した自社株式や事業用資産等に係る多額の相続税又は贈与税を納付することが見込まれること。
- ③ 先代経営者の死亡又は退任後3月間における当該中小企業者の売上高又は販売数量が、前年同期の3月間における売上高等の80%以下に減少することが見込まれること。
- ④ 仕入額が仕入総額の20%以上となる仕入先からの仕入れに係る取引条件について当該中小企業者の不利益となる設定又は変更が行われたこと。
- ⑤ 借入額が借入総額の20%以上となる主要取引先金融機関からの借入条件が悪化した等になったこと。
- ⑥ 代償分割や遺留分減殺請求に関する判決の確定や和解により、後継者が非後継者に金銭を支払う必要があること。
- ⑦ 後継者が事業承継税制により自社株式に係る相続税を納付することが見込まれること。
- ⑧ その他当該中小企業者の事業活動の継続に支障を生じさせること。

# Ⅲ

## 金融支援措置について

### 《経済産業大臣の認定（個人事業主編）》

#### 認定の要件(中小企業者である個人事業主＋下記の事由)

- ① 当該中小企業者が、他の者が有する当該中小企業者の事業用資産等を取得する必要があること。
- ② 当該中小企業者が相続・遺贈・贈与等により取得した当該中小企業者の事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれること。
- ③ 当該他の個人である中小企業者が死亡又は当該他の個人である中小企業者が営んでいた事業を譲渡した後の3月間における売上高等が、前年同期の3月間における売上高等の80%以下に減少することが見込まれること。
- ④ 仕入額が仕入総額の20%以上となる仕入先からの仕入れに係る取引条件について当該中小企業者の不利益となる設定又は変更が行われたこと。
- ⑤ 借入額が借入総額の20%以上となる主要取引先金融機関からの借入条件が悪化した等になったこと。
- ⑥ 代償分割や遺留分減殺請求に関する判決の確定や和解により、後継者が非後継者に金銭を支払う必要があること。
- ⑦ その他当該中小企業者の事業活動の継続に支障を生じさせること。

# Ⅲ

## 金融支援措置について

### 《認定事由と添付書類の対応関係》

共通事項(事由別事項については省略)

申請者	添付書類	原因	添付書類
会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員数証明書 [第8号]</li> <li>・登記事項証明書 [第9号イ]</li> <li>・定款の写し [第9号ロ]</li> <li>・貸借対照表、損益計算書、事業報告書 [第9号ハ]</li> <li>・誓約書(上場会社等) [第9号]</li> </ul>	死亡	・戸籍謄本等 [第1号]
		退任	・なし(登記事項証明書 [第9号イ] で退任の事実を確認)
個人事業主	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員数証明書 [第8号]</li> <li>・会計帳簿、貸借対照表等 [第10号イ]</li> </ul>	死亡	・戸籍謄本等 [第1号]
		退任	・事業譲渡契約書 [第10号ハ]